

## 社会福祉法人 徳島愛光会 役員報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 社会福祉法人徳島愛光会（以下「本会」という。）の役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものとする。

### (役員等の範囲)

第2条 報酬を支払う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事及び監事
- (3) 本会が規定する委員会の委員

### (報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。ただし、源泉徴収を行うものとし、毎年末までに支給する。

- (1) 評議員 一律年額14,000円
- (2) 理事及び監事 一律年額14,000円
- (3) 本会が規定する委員会の委員 必要に応じ定めることができる。

### (支給の方法)

第4条 役員等の報酬は、毎年、年末までに支給するものとし、源泉徴収を行う。支給は、現金又は口座振り込みとする。

### (委任)

第5条 この規定に定めるもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

### 附 則

この支給の基準は、平成29年6月7日から施行する。

## 社会福祉法人 徳島愛光会 役員の費用弁償規程

(目的)

第1条 社会福祉法人徳島愛光会（以下「本会」という。）の役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 費用弁償を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) 本会が規定する委員会及び部会の委員
- (3) 理事長が費用弁償の必要を認めた者

(費用弁償の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に費用弁償を支給する。（費用弁償として、旅費を支給する。）

- (1) 理事会、評議員会
- (2) 本会が規定する委員会及び部会
- (3) 会務のため理事長の要請を受けて出席する会議

(費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は次のとおりとし、本会旅費規程により支給する。

- (1) 本会の会議に出席する場合 2,000円
- (2) 本会以外の会議に出席する場合 職員の旅費規程に準ずる額

(委任)

第5条 この規定に定めるもののほか、費用弁償に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行する。